

地域あんしん給油所制度要綱

（目的）

第1条 この制度は、地域の見守りや価格の表示、観光客へのおもてなしの3つの取組を実施する給油所を「地域あんしん給油所」として登録し、県が広く公表することで、地域住民等の安心と利便性の維持・向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、事業者とは、県内に本社又は事業所がある、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」第3条の登録を受けた事業者をいう。

（登録基準）

第3条 知事は、別記に掲げる基準（以下「登録基準」という。）を満たし、申請のあった事業者の大分県内の店舗を登録する。

（申請）

第4条 登録を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、電磁的方法又は書面により、次に掲げる書類を知事に申請するものとする。

（1）地域あんしん給油所登録申請書（様式第1号）

（2）誓約書（様式第2号）

2 知事は、前項の規定によるほか、登録の審査に必要な資料等の提出を求めることができる。

（申請要件）

第5条 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は、前条の申請をすることができない。

（登録）

第6条 知事は、申請者が、登録基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を登録し、その結果を申請者へ通知する。

（登録を受けた事業者への支援）

第7条 知事は、次に掲げる措置等により登録を受けた事業者への支援に努める。

（1）地域のあんしんを支える活動に積極的に取り組む事業者として、県ホームページや広報媒体等での紹介

（2）その他必要に応じた支援

(変更の届出)

第8条 登録を受けた事業者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに地域あんしん給油所登録変更届出書(様式第3号)により知事に届け出なければならない。

(1) 名称

(2) 代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 登録内容

(登録の辞退)

第9条 登録を受けた事業者は、第3条で定める登録基準を満たさなくなったとき又は登録期間中に登録継続の意思を失ったときは、速やかに地域あんしん給油所登録辞退届出書(様式第4号)を、知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第10条 知事は、登録を受けた事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 登録基準を満たさないことが明らかになったとき

(2) 虚偽又は不正の手段により登録を受けたことが明らかになったとき

(3) 法令に違反する重大な事実が発生したとき

(4) その他登録を受けた事業者として適当ではないと認められるとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消すときは、地域あんしん給油所登録取消通知書(様式第5号)によりその旨を当該事業者に通知するものとする。

(登録状況の確認)

第11条 知事は、必要に応じて実地調査等により取組状況の確認を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行する。

別記

地域あんしん給油所登録基準

	登録基準	
必須項目	地域を見守るあんしん	ながら見守り宣言協力事業所に登録すること
	価格が見えるあんしん	道路走行中に視認できるわかりやすく、正確なガソリン価格の表示を行うこと
	おもてなしのあんしん	観光客に対し観光案内や道案内のおもてなしを行うこと
任意項目 ※ 1 つ 以 上	防犯カメラ等の設置	犯罪の防止を目的として、自店舗のみではなく、通学路などの道路等不特定多数の者が利用する場所を撮影する防犯カメラ等を設置すること
	自家発電設備の設置	自家発電設備を設置し、停電時にも継続して住民への給油を行うこと
	トイレの貸し出し	利用客以外の観光客等にトイレの貸し出しを行うこと
	観光パンフレットの配架	観光パンフレットを待合室等に配架すること
	熱中症一時休憩所の設置	熱中症一時休憩所を設置すること